

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて働くみなさんへ

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら働いている全ての人が安心して働くことができるようにいろいろな支援をしています

新型コロナウイルスへの感染などで仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険に入っていない人が、病気やケガを治すために仕事を休んだ場合、休んでから4日自らの所得保障をします。

● 休業手当

会社の責任で働いている人を休ませた場合、会社は休ませた人に休業手当（平均賃金の6割以上）を払う必要があります。

● 雇用調整助成金

経済的な理由で、経営を小さくした事業主に對して、人を雇い続けられるように、休業手当に付した費用を支援します。

小学校などの臨時休業で子どもの世話をするために仕事を休むとき

● 小学校休業等対応助成金（人を雇う事業主の人向けのもの）

小学校などの臨時休業で、その小学校などに通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用的人也非正規雇用的人也当てはまります。）に對して、有給（賃金を全額支給する休み）を取らせた事業主（労働基準法での年次有給休暇は入りません）を支援します。

● 小学校休業等対応支援金（個人で仕事をする人向けのもの）

小学校などの臨時休業等で、その小学校などに通う子どもの世話が必要な「個人で仕事をする人（保護者）」に對して仕事ができなかった日のお金を支援します。

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響によって仕事が休みになったり、仕事がなくなって、生活のためのお金に悩んでいる人に對して、必要な生活費用などを貸します。

（※）生活に不安を感じている人達へ、しばらくの間緊急対応策の1つとして、公共料金の支払猶予や国税・社会保険料を払う猶予などが行われるようになりました

● 無利子・無担保融資（事業資金）

新型コロナウイルス感染症で事業に悪い影響が出た、事業性のあるフリーランスや個人事業主に對して担保なし・利子なしでお金を貸します。

労働問題（解雇・雇止めなど）について相談したいとき

● 特別労働相談窓口など

各都道府県の労働局に「特別労働相談窓口」があります。

新型コロナウイルスの影響で解雇されたり、理由もなく契約を更新しない雇止めや休業手当などの労働相談を受け付けています。また、就職をする予定の学生の方で、内定が取り消されそう、内定が取り消された時は、近くにあるハローワークに相談してください。

